

下水道使用料について

下水道使用料は、施設を運転及び維持管理するための費用に使用します。

汚水の排出量の決め方

- (1) 水道水だけを使用している場合
水道の使用水量とします。
- (2) 井戸水だけを使用している場合
町でメーターを設置し、水量を確認します。
- (3) 水道水と井戸水を併用している場合
1)と2)を合算した水量とします。
- (4) その他 使用の態様を勘案し認定します。

下水道使用料の算出

下水道使用料は、水道料金と同様2ヶ月ごとのメーター検針による使用水量を2分の1にして、次の表により、2ヶ月に分けて請求します。

(2ヶ月の料金は、ほぼ同額となります)

区 分	使 用 料	
	基 本 料 金	追 加 料 金
一 般 汚 水	8 m ³ まで1,080円	1 m ³ につき150円

支払い方法

口座振替、集金、窓口払い、による方法があります。

下水道を正しく使いましょう

下水道ができたからといって何でも流せるわけではありません。下水道はみんなの大切な財産です。下水道を使うひとりひとりがルールを守って正しく使いましょう。



野菜くずやご飯の残り、天ぷら油やサラダ油などの食用廃油を流さないようにしましょう。

揮発性の高い危険物は、大爆発をおこす原因になります。



トイレットペーパー以外の紙、異物などを流さないようにしましょう。



合成洗剤に含まれているリンは、終末処理場で処理しても取り除くことが困難です。無リン洗剤を使うように心がけましょう。



台所、浴室などの排水口には、大きなものが流れ込まないように必ず網か格子をつけましょう。

下水道が正しく使用されなければ施設に損害を与え、施設の寿命を縮めることにもなり、それは維持管理費の無駄遣い、さらには使用料の値上げにもつながります。また処罰の対象となる場合もあります。